

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

白鳥庄之助

1 はじめに

11 本連載稿の主題

前稿「連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅰ）」（「経済研究」162号9頁以下。前稿（Ⅰ）と略記する）、本稿、そして次稿以降の続稿（以上、一連の拙稿を本連載稿という）では、連結手続中最も厄介で、理論的にも問題が多い子会社株式売却に係る資本連結、及びその関連問題を取り上げる。

12 前稿（Ⅰ）との接続

121 計算設例再録

前稿（Ⅰ）の発表後約1年を経過しており、前稿（Ⅰ）との関連・脈絡を明らかにしておく必要があり、特に前稿（Ⅰ）で用いた計算設例は本稿でも使用するの、前項（Ⅰ）をその都度一々参照する煩雑さを避けるため、下に再録しておく。

SH01年1月初め、M社はT社株式の90%を10,620円で取得した。両社の事業年度および連結事業年度は暦年である。以下、勘定項目の記号を次のように定める。R（収益）、E（費用）、 M_i （少数株主損益）、P（当期純利益）、 RP_o （期首留保利益）、 RP_e （期末留保利益）、A（資産）、 ΔA （時価評価による資産評価増分。以下、前稿（Ⅰ）の+Aを ΔA と改める）、G（連結調整勘定=暖簾）、BT（投資。前稿（Ⅰ）のIをBTと改める）、MI（少数株主持分）、C（資本金）、V（評価差額）。

M社のT社取得直後における両社貸借対照表は図表1の通りだが、T

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

社資産の時価は貸借対照表上の簿価より 600 円だけ多い。連結，または持分法の適用上， ΔA は 3 年間に均等額ずつ費用化し， G は 2 年間で均等償却するものとする。

図表 1 M 社と T 社の貸借対照表 SH 01 年初

	M 社と T 社の貸借対照表		SH 01 年初	
	M	T	M	T
A	89,380	11,000	C	100,000 10,000
BT	10,620	—	RP _E	— 1,000
	100,000	11,000		100,000 11,000

両社とも負債はない。T 社には現金収入を伴う R 以外の損益はなく，P は全て現金増加の形を取り，各年度の P は全額留保される。M 社は T 社株式の保有・売却以外の業務は一切行わず，T 社株式の売却による現金受取と，この売却による BT 減少以外の財産増減はない。T 社株式の売却損益については売却代金と売却原価の総額を両建てで処理する。T 社各年度の P は，SH 01 年度：1,000 円，SH 02 年度：2,000 円，SH 03 年度：1,000 円である。本連載稿では，下記①～④の典型的 4 ケースを検討する。

①M 社は SH 02 年度期首に T 社株式 10% を売却，売却代金は 1,300 円。その後 SH 04 年度期首に T 社株式 80% を 12,700 円で売却，持株関係を完全に清算。SH 02 年度期首の一部株式売却後，持株関係清算時まで当該子会社は引き続き連結範囲内に留まる。部分時価評価法の資本連結を採用。

②M 社は SH 02 年度期首に T 社株式 10% を売却，売却代金は 1,300 円。その後 SH 04 年度期首に T 社株式 80% を 12,700 円で売却。ここ迄は，上記①と同一状況だが，資本連結は全面時価評価法による。

③M 社は SH 02 年度期首に T 社株式 60% を売却，売却代金は 9,000 円。その後 SH 04 年度期首に T 社株式 30% を 5,000 円で売却，持株関係を完全に清算。SH 02 年度期首における一部株式売却後，持株

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

関係清算時まで T 社は持分法適用関連会社として連結範囲内に留まる。全面時価評価法の資本連結を採用。

- ④M 社は SH 02 年度期首に T 社株式 80% を売却、売却代金は 11,000 円。その後 SH 04 年度期首に T 社株式 10% を 3,000 円で売却、持株関係を完全に清算。SH 02 年度期首における一部株式売却後 T 社は非連結の一投資対象会社となって連結除外される。部分時価評価法の資本連結を採用。

122 前稿（Ⅰ）の要旨

前稿（Ⅰ）では上記 4 ケースのうち①について、開始仕訳を前提として、日本の連結基準に基づくパーチャス法の連結手続、特に、(1) 投資減少額と売却持分との入替えによる株式売却損益修正、(2) MI への持分異動、(3) ΔA の未費用化残高及び G の未償却残高の処理、という 3 ステップから成る株式売却の連結手続を詳しく検討し、その上で、連結全期間損益概念を介して連結上の合致原則への手掛かりを模索した。

13 本稿以降の主題

131 本稿

前記 4 ケースのうち②について、前稿（Ⅰ）と同様に開始仕訳を前提として、全面時価評価法を検討する。また、全面時価評価法の検討を補足するため、全面時価評価を子会社個別財務諸表段階で行ってしまう方式を例示し、時価評価を連結精算表上で行う方式と比較検討した上、両者の一致を検証する。

132 次稿以降

前記 4 ケースのうち③と④を取り上げるが、その際、日本型開始仕訳を行わないで、(1) 初度連結 (Erstkonsolidierung)、(2) 続期連結 (Folgekonsolidierung)

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

solidierung), (3) 離脱連結 (Entkonsolidierung) という 3 ステップで連結手続を進めるドイツ型の資本連結に触れ, 特に (3) の中心課題が, 損益二重計上回避を根拠とする子会社株式売却損益修正にあり, それが連結全期間損益概念につながっていくことを示した上で, 連結上の合致原則について一層詰めた検討を行い, 合致原則の定式化を図る。さらに, 以上検討した「親会社説・パーチャス法」の資本連結と対比して, 子会社株式売却について「単一体説」の見地からする資本連結の可能性を展望し, 本連載稿の結びとする。

2 全面時価評価法の資本連結

21 株式売却子会社が引続き連結される場合の全面時価評価法¹⁾

211 支配獲得時の資本連結

全面時価評価法を採用する場合, 子会社の時価評価を, ①連結精算表上で行い, 子会社個別財務諸表には触れない方式(本稿では, これを精算表時価評価方式といい, W/S 方式と略記する)と, ②子会社個別財務諸表段階で行ってしまう方式(本稿では, これを個別財務諸表時価評価方式といい, 後出の 22 で述べる理由により HB III 方式と略記する)とが考えられるが, 部分時価評価法を主題とした前稿(Ⅰ)では①だけを取り上げたので, これとの接続という意味で, 以下では先ず①について述べ, ②は後出の 22 で詳しく例示する。

W/S 方式では, 連結精算表上, 先ず全面時価評価からスタートする。時価評価対象は子会社の識別可能な特定資産・負債であり, これは, 理論的には, 親会社の支配獲得前から子会社に存する子会社自体の既存暖簾を

1) タイトルに付したこの番号は前稿(Ⅰ)のタイトル番号 3118 に接続し, 本稿の 21 は前稿(Ⅰ)の 312 の位置に, 本稿の 211 は前稿(Ⅰ)の 3121 の位置にそれぞれ相当するものと解されたい。

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

も含むと解される（森田・白鳥 1998. 13, 58, 68 各頁参照）が，前出 121 の設例には，この種の無形資産は存在しない。全面時価評価の連結仕訳は〈仕訳 1〉の通である。

〈仕訳 1〉 Δ A 600 / V 600

次に，全面時価評価後子会社資本のうち，①90% を BT と相殺消去し，②10% を MI に振替える資本連結を行う。①で生ずる差額が連結調整勘定だが，これは，全面時価評価が遺漏なく行われ，そして，子会社取得の取引が独立第三者間の arm's length 取引である限り，子会社取得に伴って新たに発生が期待されるシナジー効果に対する親会社の投資，所謂コントロール・プレミアムあるいは新規発生暖簾を意味する。これを本連載稿では G で示す。G は①で生じた差額調整項目であり，全面時価評価の対象ではない。資本連結の仕訳は〈仕訳 2〉の通りである。

〈仕訳 2〉 C 10,000 / BT 10,620
 RPE 1,000 / MI 1,160
 V 600
 G 180

以上の連結仕訳を経て，支配獲得時の M 社と T 社の連結貸借対照表は図表 2 のように作成される。

図表 2 M 社と T 社の連結貸借対照表 SH 01 年度期首

A	100,380	MI	1,160
Δ A	600	C	100,000
G	180		
合計	101,160	合計	101,160

212 SH 01 年度期末の連結仕訳

前稿（Ⅰ）では部分時価評価を強調するため，Δ A の未償却残高があ

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

る限り各年度の開始仕訳に先立って部分時価評価仕訳を独立に行ったが、この方式は精算表の機械的整合性の見地からみて望ましくないので、本稿では、時価評価仕訳を開始仕訳に含めることにする。本稿の方式では、V は支配獲得時における資本連結で相殺消去されてしまい、以後それが精算表に姿を出すのは株式売却時だけであり、 ΔA の費用化と連動して V が消滅していく過程は ΔA の減少という形で自動的に示されるので、前稿（Ⅰ）3113 で述べた開始仕訳と部分時価評価差額の説明は不要になる。この方式による開始仕訳は〈仕訳3〉の通りである。

〈仕訳3〉	RP_o	1,000		BT	10,620
	ΔA	600		MI	1,160
	G	180			
	C	10,000			

Mi の MI 振替、 ΔA の費用化、G の償却は、それぞれ〈仕訳4〉、〈仕訳5〉、〈仕訳6〉で示される。なお、当然のことながら全面時価評価法では〈仕訳5〉の中で ΔA 費用化額の10%を Mi を通じて MI に負担させなければならない。

〈仕訳4〉	Mi	100		MI	100
〈仕訳5〉	E	200		ΔA	200
	MI	20		Mi	20
〈仕訳6〉	E	90		G	90

以上により、SH 01 年度期末 M 社・T 社連結財務諸表は図表3のようになる。

図表3	M 社と T 社の連結損益計算書		SH 01 年度		
	E	290		R	1,000
	Mi	80			
	P	630			
	合計	1,000		合計	1,000

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

M社とT社の連結剰余金計算書		SH 01 年度	
RPE	630	RPo	—
		P	630
合計	630	合計	630

M社とT社の連結貸借対照表		SH 01 年度期末	
A	101,380	MI	1,240
Δ A	400	C	100,000
G	90	RPE	630
合計	101,870	合計	101,870

213 SH 02 年度期末の連結仕訳

2131 SH 02 年度期末の個別財務データ

前出 121 の設例条件から、M、T 両社の個別財務データは次のようになる筈である。

	R	E	P	RPo	RPE	A	BT	C
M社	1,300	1,180	120	—	120	90,680	9,440	100,000
T社	2,000	—	2,000	2,000	4,000	14,000	—	10,000

2132 開始仕訳

全面時価評価を含む開始仕訳は〈仕訳7〉の通りである。これはSH 01 年度期末のB/S項目（SH 02 年度への繰越項目）に係る連結仕訳を集計した結果から自動的に導かれる。

〈仕訳7〉	RPo	1,370	BT	10,620
	Δ A	400	MI	1,240
	G	90		
	C	10,000		

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

なお、ここで RPo 1,370 円の内訳は次の通りである。

SH 01 年度開始仕訳の一部		1,000
SH 01 年度 Mi : T 社利益に対する 10%		100
SH 01 年度 ΔA 費用化額	200	
Δ A 費用化額のうち MI 負担分	▲ 20	180
SH 01 年度 G 償却額		90
合 計		<u>1,370</u>

2133 株式売却の連結仕訳

まず、〈仕訳 8〉により、売却株式の原価 1,180 円（10% 相当分の BT = 10,620 円 ÷ 9）と売却持分 1,240 円を入替え、M 社個別財務諸表上の売却原価を連結上の売却原価に修正する。

〈仕訳 8〉	E	1,240	/	RPo	200
				V	40
				C	1,000
	BT	1,180	/	E	1,180

次に、〈仕訳 9〉により、売却持分を MI に振替える。

〈仕訳 9〉	RPo	200	/	MI	1,240
	V	40			
	C	1,000			

続いて、〈仕訳 10〉により、売却株式に対応する G の未償却残高 10 円（90 円 ÷ 9）を償却する。

〈仕訳 10〉	E	10	/	G	10
---------	---	----	---	---	----

2134 SH 02 年度に係る通常の連結仕訳と連結財務諸表

10% の株式売却により MI は 20% となっているので、〈仕訳 11〉により、T 社利益 2,000 円の 20% を Mi と MI に配分し、〈仕訳 12〉により

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

△ A の費用化額 200 円を計上して、その 20% を Mi と MI に負担させる。

〈仕訳 11〉	Mi	400	/	MI	400
〈仕訳 12〉	E	200	/	△ A	200
	MI	40	/	Mi	40

続いて、M 社の残存株式 80% 分に対応する G は 80 円なので、これを
 〈仕訳 13〉により償却する。これで G は償却済となる。

〈仕訳 13〉	E	80	/	G	80
---------	---	----	---	---	----

以上の連結仕訳を経て、SH 02 年度期末における M 社と T 社の連結財務諸表は図表 4 のように作成される。

図表 4 M 社と T 社の連結損益計算書 SH 02 年度

E	1,530	R	3,300
Mi	360		
P	1,410		
合計	3,300	合計	3,300

M 社と T 社の連結剰余金計算書 SH 02 年度

RPE	2,040	RPo	630
		P	1,410
合計	2,040	合計	2,040

M 社と T 社の連結貸借対照表 SH 02 年度期末

A	104,680	MI	2,840
△ A	200	C	100,000
	—	RPE	2,040
合計	104,880	合計	104,880

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

214 SH 03 年度期末の連結仕訳

2141 SH 03 年度期末の個別財務データと開始仕訳

前出 121 の設例条件から、M、T 両社の個別財務諸表を作成する基礎データは次のようになる筈である。

	R	E	P	RP _o	RP _E	A	BT	C
M 社	—	—	—	120	120	90,680	9,440	100,000
T 社	1,000	—	1,000	4,000	5,000	15,000	—	10,000

SH 03 年度の開始仕訳は〈仕訳 14〉の通りである。

〈仕訳 14〉	RP _o	2,080	/	BT	9,440
	Δ A	200	/	MI	2,840
	C	10,000			

これも、SH 03 年度への繰越項目に係る SH 02 年度連結仕訳の集計から自動的に導かれるが、念のため RP_o 2,080 円の内訳を示すと次の通りである。

SH 02 年度開始仕訳の一部		1,370	
SH 02 年度 Mi : T 社利益に対する 20%		400	
SH 02 年度 ΔA 費用化額		200	
Δ A 費用化額のうち MI 負担分		<u>▲ 40</u>	160
SH 02 年度 G 償却額			80
株式売却連結仕訳による RP _E の増減			
売却持分の原価算入〈仕訳 8〉	1,040		
売却 BT の原価除外〈仕訳 8〉	<u>▲ 1,180</u>	▲ 140	
MI への持分移動〈仕訳 9〉		200	
G の未償却残高償却〈仕訳 10〉		<u>10</u>	<u>70</u>
			<u><u>2,080</u></u>

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

215 SH 04 年度期末の連結仕訳

SH 04 年度期首に T 社は連結から除外されるが、通常 M 社は他の子会社をもち、引続き連結財務諸表を作成するので、SH 04 年度期末の連結では T 社の連結除外仕訳が必要になる。前稿（Ⅰ）の 3117 では、下掲の〈仕訳 E〉でこれを示した。

〈仕訳 E〉 E 2,560 / RP_o 2,560

本稿では、この仕訳を別の観点から補説してみる。前出 121 の設例条件から、SH 04 年度期首における株式売却直後の M、T 両社の個別財務データは次のようになる筈である。

	R	E	P	RP _o	RP _e	A	BT	C
M 社	12,700	9,440	3,260	120	3,380	103,380	—	100,000
T 社	—	—	—	5,000	5,000	15,000	—	10,000

上のデータに基づく両社個別財務諸表に〈仕訳 17〉で開始仕訳を施し、〈仕訳 18〉で株式売却の連結仕訳を加える。

〈仕訳 17〉 RP_o 2,440 / BT 9,440
C 10,000 / MI 3,000

〈仕訳 18〉

①売却持分 E 12,000 / RP_o 4,000
C 8,000
②売却投資 BT 9,440 / E 9,440
③持分移動 RP_o 4,000 / MI 12,000
C 8,000

ここ迄で MT が 100% となるので、〈仕訳 19〉で T 社の連結除外を行う。

〈仕訳 19〉 MI 15,000 / A 15,000

以上の連結仕訳により SH 04 年期首現在で仮に連結財務諸表を作成してみると図表 6 のようになる。これは前稿（Ⅰ）3117 の図表 6 と同一で

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

ある。

図表6 M社とT社の連結損益計算書 SH04年度初頭

E	12,000	R	12,700
P	700		
合計	12,700	合計	12,700

M社とT社の連結剰余金計算書 SH04年度初頭

RPE	3,380	RPO	2,680
		P	700
合計	3,380	合計	3,380

M社とT社の連結貸借対照表 SH04年期首

A	103,380	C	100,000
		RPE	3,380
合計	103,380	合計	103,380

いま、SH04年度期首のT社貸借対照表を仕訳形式に直し、これに〈仕訳17〉～〈仕訳19〉を加えて集計してみると、〈仕訳E〉が出てくる。つまり、前稿（Ⅰ）3117で示した連結精算表外の別途計算（Nebenrechnung）でも、あるいは本稿215の連結精算表でも、そのいずれによっても〈仕訳E〉と同一結果が得られる。したがって、〈仕訳E〉は本稿215で示した連結精算表全体を唯一の仕訳で代表しているわけである。

22 個別財務諸表時価評価方式と連結精算表時価評価方式

221 ドイツ商法が規定する評価替法

ドイツ商法は、評価替法（Neubewertungsmethode）と呼ばれる資本連結の方法を認めている。同法第301条には次の規定がある。

第 301 条 資本連結

第 1 項 [第 1 文] コンツエレン決算書の連結子会社に対する出資持分で親会社に帰属する部分の計上額は、当該子会社自己資本のうち同出資持分に対応する額と相殺する。[第 2 文] 上の自己資本は次の各号のいずれかを以て計上すべきものとする。

1. コンツエレン決算書に収容する資産、負債、計算限定勘定²⁾、決算補助繰延項目³⁾、特別勘定⁴⁾の帳簿価額、場合により第 308 条第 2 項に基づきこれら計上額を統一修正⁵⁾した後の帳簿価額に相応する額。
2. コンツエレン決算書に収容する資産、負債、計算限定勘定、決算補助繰延項目、特別勘定に対し、第 2 項に基づく相殺の基準時として選択した時点で付すべき価額に相応する額。

[第 3 文] 第 2 文第 1 号の簿価で計上する場合、発生する差額は、コンツエレン貸借対照表に計上する各子会社資産及び負債の価額が従来の計上価額より高い、又は低い限りで、その計上価額に加算、

-
- 2) Rechnungsabgrenzungsposten. 未収・未払、前受・前払等の経過項目をいう。「計算区分項目」(宮上他, 1993. 159 頁), 「計算限定項目」(黒田, 1987. 212 頁) という訳語もある。
 - 3) Bilanzierungshilfen. 開業費・開発費 (HGB § 269), 繰延税金資産 (HGB § 274), ユーロ変換費 (EGHGB Art.44) 等の繰延資産 (Budde u.a. 1999. S. 812) をいう。「貸借対照表副次項目」(宮上他), 「擬制的貸借対照表項目」(黒田) という訳語もある。
 - 4) Sonderposten. 文献上、未払込引受済資本金、債務超過額等が挙げられているが、文献で挙げられている特別勘定には決算補助繰延項目と重複する部分がかかなり多い (Budde u.a. 1999. S. 812, IdW 2000. F135ff. usw.)。「積立金部分を含む特別勘定 (Sonderposten mit Rücklageanteil)」がコンツエレン決算書に計上される場合には、これも該当すると思われる (Forster u.a. 1996. § 301/54)。「特別項目」の訳語もある (宮上他, 黒田)。
 - 5) 同条項は、親会社又は子会社の個別財務諸表上、その資産・負債がコンツエレン決算書で採用する評価基準とは異なる基準で評価されている場合には、連結に先立って、コンツエレンの統一評価基準に適合させて評価を修正した新規の個別財務諸表を別途作成し、これを連結対象とすべきことを要求している。この新規に別途作成される個別財務諸表が、本稿でも取り上げる所謂「第 2 商事貸借対照表 (Handelsbilanz II : HB II)」である。

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

又はそれから減算する。〔第4文〕第2文第2号の価額で計上する場合、親会社持分割合に比例する連結子会社自己資本部分の額は、当該子会社に対する出資持分の取得に親会社が支出した取得原価を超過してはならない。〔第5文〕・・・省略。

第2項〔第1文〕第1項の相殺は、出資持分の取得時点、又は、子会社を最初にコンツェルン決算書に含めた時点、もしくは、異なる複数の時点で出資持分を取得した場合には、出資先企業が子会社となった時点における計上価額を基準として行う。〔第2文〕・・・省略。

第3項〔第1文〕第1項第2文第2号の相殺で生じた差額、又は、第1項第3文による加算又は減算後に残る差額は、コンツェルン貸借対照表上、借方側に生じた場合には営業権または暖簾として、貸方側に生じた場合には、資本連結差額として表示すべきものとする。〔第2文〕及び〔第3文〕・・・省略。

第4項・・・省略。

上に引用した第301条第1項第2文第2号による相殺計算が評価替法である。

222 全面時価評価法とドイツの評価替法

日本の全面時価評価法は、ドイツ商法が選択適用を認めている評価替法と大筋で同じものである。評価替法の実施手順は概ね次のようになろう。即ち、先ず、子会社財務諸表をコンツェルンの統一基準に従って評価替えしHB IIを作成する（HGB § 308 Abs.2, 本稿注5）参照。次に、子会社の資産・負債に「付すべき価額」を付して全面的に評価替えし、この評価替資産マイナス負債から全面評価替資本を求め、その持株比率対応部分を相殺消去対象資本として、親会社のBTと相殺消去する（HGB § 301 Abs.1 S2 N2）。ここで「付すべき価額」とは、相殺消去の基準時（通常は支配獲得時）

における時価で、相殺消去対象資本の額は親会社の BT 取得原価を超過出来ないという制約条件 (HGB § 301 Abs.1 S4) を充たしたもので、所謂上限付時価をいう (Kütting u. Weber 2000. S.183)⁶⁾。この様な上限付全面時価評価の場合には、貸方に資本連結差額が生ずる余地はない筈であり、仮にあるとしても、それは相殺消去の基準時以前に BT が評価減された場合だけといわれている (Forster u.a. 1996. § 301/111, 136)。

上に見たように、ドイツの評価替法では全面時価評価の上限が明示的に制限されている点で、日本の全面時価評価法とは完全に一致するわけではないが、この点を除けば両者の間に本質的な違いはない (森田・白鳥 1998. 57 頁参照)。

223 HB III 方式と W/S 方式

子会社資産・負債の時価評価は子会社個別財務諸表自体の上で行うこともできるし、連結精算表上で連結手続きの一環として行うこともできるが、ドイツではコンツェルン全体の統一基準に従う評価替 (HGB § 308 Abs.2) に HB II の作成が要求されていることもあって、前者が一般的である。前者による場合、時価評価後の子会社個別財務諸表は HB II とか HB III と呼ばれる。HB II という用語は、統一基準に従う評価替と、ここで問題の時価評価を一度に行うことを含意しており、この用語例 (IdW 2000. M368, Gräfer u. Scheld 2000. S.299ff. usw.) は比較的少ない。一方、HB III という用語は、統一評価替は HB II で、時価評価は HB III で、というように、それぞれ別に行うことを意味しており、この用語例 (Kütting u. Weber 2000. S.183, Serve 1995. S.185ff, Beatge 2000. S.220ff, B. von Colbe u. Ordelleide 1993. S.229 usw.) の方が多い。よって、本稿では、子会社個別財務諸表自体で行

6) ここで相殺消去対象資本が BT の取得原価を上回る場合には、その超過額を個々の ΔA に配分して、これと相殺しなければならないが、その配分法について本稿で触れる余裕はないので、例えば ADS 等のコメントール (Forster u.a. 1996. § 301/76ff, 106ff) を参照されたい。

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

う時価評価を HB III 方式、連結精算表で行う時価評価を W/S 方式とそれぞれ呼ぶことにする⁷⁾。

HB III 方式と W/S 方式の何れによっても、同一の結果を得る⁸⁾。前者と後者の違いは、①時価評価、②資産・負債評価増分の費用化・収益化、③評価差額の実現という3処理が、後者では連結精算表上の連結仕訳として行われるのに対し、前者では、子会社自体の会計処理として子会社個別財務諸表上で行われるというだけのことである。したがって、連結計算にとって両者の実質内容には何の相違もない。

HB III 方式による場合、上記3処理のうち③については、評価差額の実現を成果作用的に損益処理するか、それとも、成果中立的に剰余金の増減として処理するか、という問題がある。前者の損益処理だと、②の損益と③の損益とが HB III 上で相殺されてしまうので、子会社年度決算書の純損益と HB III の純損益が一致し、年度決算書で成立している合致原則が HB III でも成立するのに対し、後者の剰余金処理だと年度決算書の純損益と HB III の純損益との間に②の損益だけ差異が生じ、HB III では合致原則が成立しない。にも拘わらず、これは連結計算の結果に何の影響も与えない。次の 224 では剰余金処理を例示する。

224 HB III 方式による連結計算の例示

2241 設 例

前出 21 と同じ設例（W/S 方式による全面時価評価法の連結計算例）を用い

-
- 7) 他の用例には、①HB II と HB III の何れとも特定しないもの (Göth 1997. S.304, Schildbach 1998. S.156), ②HB III で統一評価も同時に行い HB II を不要とするもの (Wysocki u. Wohlgemuth 1996. S103), ③「評価替貸借対照表 (Neubewertungsbilanz)」という用語によるもの (Forster u..a. 1996. § 301/102f) 等がある。
- 8) WP ハンドブックは、「評価替は、連結に先立ち HB II において、又は、連結手続の中で同時に、行われるが、いずれにしても評価替後ではコンツェルン貸借対照表に時価が完全に取り入れられていく」と指摘している (IdW. 2000. M368)

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

て、支配獲得時～SH 03 年度末の間、HB III 方式の連結計算を例示してみる。なお、215 で述べた SH 04 年度末については、結論的にはく仕訳 E) だけで足り、T 社の HB III を考慮する必要がないので、ここでは例示しない。

2242 支配獲得時の資本連結

T 社の HB III は、全面時価評価の結果次のようになる筈である。

T 社貸借対照表 (HB III) SH 01 年 1 月初			
A	11,000	C	10,000
Δ A	600	V	600
		RPE	1,000
合計	11,600	合計	11,600
	11,600		11,600

A 社の貸借対照表は W/S 方式の場合と同じである。これらに前出のく仕訳 2) と同じ資本連結仕訳を施す。この仕訳を更めてく仕訳 20) として示す。HB III 方式では、当然のことながら W/S 方式による場合のく仕訳 1) は行わない。

く仕訳 20)	C	10,000	BT	10,620
	RPE	1,000	MI	1,160
	V	600		
	G	180		

く仕訳 20) を経て図表 2 と同一の支配獲得時連結貸借対照表を得る。

2243 SH 01 年度期末の連結仕訳

HB III 上、Δ A の費用化に伴う V の実現は、223 末で述べた剰余金処理によると、剰余金の期中増加として剰余金計算書に記載される。これを RG という記号で示すと、T 社の HB III を作るための個別財務データは次頁のようになる筈である。E の 200 円は Δ A の費用化によるものであ

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

り、これに伴って V は当初の 600 円から 200 円減少して 400 円になっている。A 社の財務データは W/S 方式による場合と同じである。

R	E	P	RP ₀	RG	RP _E	A	ΔA	C	V
1,000	200	800	1,000	200	2,000	12,000	400	10,000	400

これに対して開始仕訳を加える。ここでの開始仕訳は事実上〈仕訳 20〉と同じだが、借方の RP_E が RP₀ になる。〈仕訳 21〉の通りである。

〈仕訳 21〉	RP ₀	1,000	/	BT	10,620
	C	10,000	/	MI	1,160
	V	600			
	G	180			

次に、〈仕訳 22〉により HB III 上に示されている V の実現を消去する。連結計算では、V は既に消去されてしまっており、これが実現して RG に振替ることなどあり得る筈がないからである。前述のように、HB III 上、{V 400 = ①期首残高 600 - ②実現 RG 振替高 200} だから、連結の次元では、精算表上、①を開始仕訳で、②を〈仕訳 22〉で、それぞれ消去するわけである。

〈仕訳 22〉	RG	200	/	V	200
---------	----	-----	---	---	-----

なお、V や RG の増減に伴って当然 MI の金額は動くが、この場合は、MI に貸借同額（200 の 10%）を記入するだけなので、〈仕訳 22〉はこれを省略している。

続いて〈仕訳 23〉で Mi を計上し、〈仕訳 24〉で G を償却する。Mi は HB III 上の T 社利益 800 円の 10% である。

〈仕訳 23〉	Mi	80	/	MI	80
〈仕訳 24〉	E	90	/	G	90

以上の〈仕訳 21〉～〈仕訳 24〉を経て、図表 3 と同一の SH 01 年度期末連結財務諸表を得る。

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

2244 SH 02 年度期末の連結仕訳

前述したところと同じ考え方で、T社のHB III用個別財務データは下掲のようになり、A社の財務データはW/Sの場合と同じになる。

R	E	P	RP _o	RG	RP _E	A	ΔA	C	V
2,000	200	1,800	2,000	200	4,000	14,000	200	10,000	200

これに対して開始仕訳〈仕訳25〉を加える。

〈仕訳25〉	RP _o	1,370	/	BT	10,620
	C	10,000	/	MI	1,240
	V	400			
	G	90			

株式売却の連結仕訳は、W/S方式による場合の〈仕訳8〉～〈仕訳10〉（前出2133）と同一なので、ここでは再述しない。

HB III方式では、前述したように、〈仕訳26〉によりVの実現を消去する。

〈仕訳26〉	RG	200	/	V	200
--------	----	-----	---	---	-----

続いて、〈仕訳27〉によりHB III上のP 1,800円の20%をMiに計上し、〈仕訳28〉でG 80円を償却する。

〈仕訳27〉	Mi	360	/	MI	360
〈仕訳28〉	E	80	/	G	80

以上の〈仕訳25〉～〈仕訳28〉を経て、図表4と同一のSH 02年度期末連結財務諸表を得る。

2245 SH 03 年度期末の連結仕訳

前述したところと同様に、T社のHB III用個別財務データは下掲の通りである。

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

R	E	P	RP _o	RG	RP _E	A	Δ A	C	V
1,000	200	800	4,000	200	5,000	15,000	—	10,000	—

これに対して、開始仕訳〈仕訳 29〉、V の実現消去仕訳〈仕訳 30〉、Mi 計上仕訳〈仕訳 31〉を加える。G が SH 02 年度末で償却済であることは W/S 方式の場合と同様である。

〈仕訳 29〉	RP _o	2,080	/	BT	9,440
	C	10,000	/	MI	2,840
	V	200	/		
〈仕訳 30〉	RG	200	/	V	200
〈仕訳 31〉	Mi	160	/	MI	160

以上の〈仕訳 29〉～〈仕訳 31〉を経て、図表 5 と同一の SH 03 年度期末連結財務諸表を得る。

3 以上の小括

本稿では、子会社株式の売却に係る全面時価評価法の資本連結を検討したが、まとめとして、次の二点に注目しておきたい。

第一に、前稿（Ⅰ）と本稿の記述から、部分時価評価法と全面時価評価法との相違は、Δ A に残高がある間だけの単に一時的、経過的なものであり、Δ A が完全に費用化した後（負債にも評価増分がある場合には、資産・負債の評価増分全てが完全に費用化・収益化した後）では、両者一致することが知られよう。

そして、第二に、両者が異なる間でも、相違点は Δ A と E（負債に評価増分がある場合には R も）、及び、Mi と MI だけであって、純利益と資本に関しては両者が一致する。したがって、連結上の合致原則に関連して前稿（Ⅰ）の 3118 で見たところは、全面時価評価法についても当てはま

連結子会社株式の売却と資本連結（Ⅱ）

る⁹⁾。さらに、全面時価評価法で HB III 方式を採用する場合、V の実現を剰余金増減として処理すると、HB III 上では合致原則が成立しない。にも拘わらず、このことは連結計算の結果には何の影響も与えない。つまり、連結対象の個別財務諸表上では合致原則が成立しなくとも、この個別財務諸表を基礎とする連結財務諸表では合致原則が成立する結果となるわけである。この点について、より立ち入った論述が必要と思われるが、本稿の予定スペースは尽きたので、これは続稿の課題にしたいと思う。

本稿の筆を擱くに当たり、山田高生名誉教授のお健やかな毎日を祈念申し上げます次第である。

-
- 9) ここで、連結上の合致原則に関連して、前稿（Ⅰ）3118 の誤謬を訂正しておきたい。ここでは、「小全期間損益」の計算に、「T 社による M 社と少数株主への利益分配と資本返還」及び「T 社への M 社と少数株主からの損失補填と資本拠出」を含めたが、これは Ordelheide 自身が支持する単一体説の考え方を反映した計算であり、親会社説の立場では、少数株主持分を資本として扱わないため、「小全期間損益」の計算要素には含めない。したがって、誤謬訂正後の計算は次のようにならねばならない。

$$\begin{aligned} \text{小全期間損益} = & - [\text{T 社を取得するための支出}] + [\text{T 社を売却した収入}] \\ & + [\text{T 社による M 社への利益分配と資本返還}] - [\text{T 社} \\ & \text{への M 社からの損失補填と資本拠出}] \end{aligned}$$

参 考 文 献

本稿で参照した文献のうち、前稿（Ⅰ）に挙げた文献は除き、それ以外のものだけを記載する。

- 黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度—規制と実務—』昭和62（1987）年、同文館
- 宮上一男・W. フレーリックス監修，遠藤一久他訳『現代ドイツ商法典』第2版，平成5（1993）年，森山書店
- Busse von Colbe u. D. Ordelheide, *Konzernabschlüsse: Rechnungslegung für Konzerne nach Betriebswirtschaftlichen Grundsätzen und gesetzlichen Vorschriften*. 6 Aufl. 1993.
- U. Serve, *Die Aufstellung eines Konzernabschlusses auf der Basis von Zeitwerten: Herleitung und Anwendungsprobleme*. 1995.
- K. Wysocki u. M. Wohlgemuth, *Konzernrechnungslegung*. 4 Aufl. 1996.
- P. Göth, *Das Eigenkapital im Konzernabschluß: Bilanzielle Darstellung, Ergebnisverwendungsrechnung, Konsolidierungstechnik*. 1997
- 森田哲弥・白鳥庄之助編著『連結財務諸表原則詳解』平成10（1998）年，中央経済社
- T. Schildbach, *Der Konzernabschluß nach HGB, IAS und US-GAAP*. 5 Aufl. 1998.
- W. D. Budde u.a., *Beck'scher Bilanz-Kommentar: Handels- und Steuerrecht – §§ 238 bis 339 HGB – 4 Aufl.* 1999.
- H. Gräfer u. G. A. Scheld, *Grundzüge der Konzernrechnungslegung: mit Fragen, Aufgaben und Lösungen*. 6 Aufl. 2000.
- IdW., *Wirtschaftsprüferhandbuch 2000: Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Beratung*. Bd. I. 2000.
- K. Küting u. Claus-Peter Weber, *Der Konzernabschluss: Lehrbuch und Fallstudie zur Praxis der Konzernrechnungslegung*. 6 Aufl. 2000.

〔以上，未完〕